用語説明

ABL

Asset Based Lendingの略。

売掛金/在庫等の動産を担保とする与信。

Credit Conversion Factorの略。

債務保証やデリバティブ取引等のオフバランス取引について、オンバ ランスに相当する額に換算する為に必要な比率。

CVAリスク相当額

デリバティブ取引における、相手方の信用力の変化に伴うエクスポー ジャーの時価変動リスクに対する所要自己資本額。

Expected Lossの略。

· 今後1年間に平均的に発生が見込まれる期待損失のこと。

Loss Given Defaultの略。

債務者がデフォルトした場合に想定される損失率。デフォルト時の債 権額に対する回収不能額の割合。

PD

Probability of Defaultの略。

一年の間に債務者がデフォルトする確率。

VaR

Value at Riskの略。

対象ポートフォリオが、ある一定の確率の下で被る予想最大損失のこ

裏付資産

証券化エクスポージャー等に係る元利金の支払の源泉となる資産の

オブジェクト・ファイナンス

船舶、航空機等の取得の為の信用供与のうち、当該有形資産からの収 益のみを返済原資とし、当該有形資産を担保とするものであって、か つ、当該有形資産及び当該有形資産からの収益について相当程度の支 配権を有しているもの。

オペレーショナル・リスク相当額

バーゼル規制上、オペレーショナルリスクに賦課される所要資本額。

オリジネーター

SMFGグループが証券化エクスポージャーを保有する際に、直接ある いは間接に証券化取引の原資産の組成に関わっている場合、または第 三者からエクスポージャーを取得する証券化目的導管体が発行する ABCPへのバックアップラインもしくは証券化目的導管体へのABLを 供与する場合(スポンサーという)が該当する。

カレント・エクスポージャー方式

派生商品取引等の与信相当額を算出する方法の1つ。取引を時価評価 することにより算出した再構築コストに、想定元本に一定の掛け目を 乗じて得た額(将来のエクスポージャー変動相当額)を加算して、与信 相当額を算出する手法。

マーケット・ベース方式のうち、株式等エクスポージャーの額に、上 場株式については300%、非上場株式については400%のリスク・ウェ イトを乗じた額をもって株式等エクスポージャーの信用リスク・ア セットの額とする手法。

基礎的手法(BIA)

The Basic Indicator Approach.

金融機関全体の粗利益に一定の掛け目(15%)を乗じて得た額の直近3 年間の平均値をオペレーショナル・リスク相当額とする手法。

クレジット・デフォルト・スワップ(CDS)

Credit Default Swap.

信用リスクを移転するデリバティブ取引。

サービサーリスク

流動化取引において、売掛債権等の回収金が支払われないうちに調達 企業が倒産し、当該回収金について権利主張できなくなるリスク。

再証券化取引

証券化取引のうち、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャー である取引をいう。ただし、原資産の全部が単一の証券化取引に係る エクスポージャーである証券化取引であって、当該証券化取引の前後 で証券化取引に係るリスク特性が実質的に変更されていないもの等を 除く。

自己資本比率告示

バーゼル合意に基づき、金融庁が決定した本邦の金融機関の自己資本 比率に関する規制事項を一般に公式に知らせる行政行為及び法令文書。

証券化取引

原資産に係る信用リスクを優先劣後構造の関係にある2つ以上のエク スポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質 を有する取引等をいう。

信用リスク・アセット

資産額(貸出債権額等。含む、オフバランス取引の与信相当額)を信用 リスクの度合いに応じて再評価した額。

信用リスク・アセットのみなし計算

ファンド向け与信等の信用リスク・アセット算出に用いる手法。ファ ンド等の裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセットの総額を対 象エクスポージャーの信用リスク・アセットとする方法や、裏付資産 の構成を元に定まるリスク・ウェイトを対象エクスポージャーに適用 する方法などがある。

信用リスク削減手法

保証、担保、クレジットデリバティブの購入等により、信用リスクを 削減する手法。

スロッティング・クライテリア

内部格付手法のリスク・アセット計測において、特定貸付債権に対し、 金融庁の設定する5段階のリスク・ウェイトに格付をマッピングする 方法。

先進的計測手法(AMA)

Advanced Measurement Approaches.

金融機関の内部管理において用いられるオペレーショナル・リスク計 測手法に基づき、片側99.9%の信頼区間で、期間を1年間として予想さ れる最大のオペレーショナル・リスク損失の額に相当する額をオペレー ショナル・リスク相当額とする手法。

段階的適用

バーゼル規制(信用リスク・オペレーショナルリスク)において内部格 付手法/先進的計測手法の適用を予定している一部のグループ会社が、 連結ベースでの導入時期よりも後に当該手法へ移行を行うこと。

中央清算機関関連エクスポージャー

市場で成立した売買を集約して債務引受・ネッティング・決済指図な どを行う中央清算機関(CCP:Central Counterparty)向けエクスポー ジャー

適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー

カードローン、クレジットカード等のように、債務の残高が個人の任 意の判断で契約上定められた範囲を上限とし変動しうるエクスポー ジャーであって、無担保で上限が一千万円以下のもの。

特定貸付債権

プロジェクト・ファイナンス、オブジェクト・ファイナンス、コモディ ティ・ファイナンス及び事業用不動産向け貸付けを総称していう。

内部格付手法(IRB)

The Internal Ratings-Based Approach.

高度なリスク管理を行っている金融機関が内部で推計したPD等を用い てリスク・アセットを計算する手法。事業法人等向けエクスポージャー についてLGD及びEADの自行推計値を用いて計算を行う先進的内部格 付手法と、LGD及びEADについて当局指定の値を用いて計算を行う基 礎的内部格付手法がある。

内部モデル手法

マーケット・ベース方式のうち、バリュー・アット・リスク・モデル を用いて算出した、内部格付手法採用行が保有する株式に係る損失額 を8%で除して得た額をもって株式等エクスポージャーの信用リスク・ アセットの額とする手法。

内部モデル方式

各銀行が内部で定める方法で算出したVaRをマーケット・リスク相当 額とする方法。

ヒストリカル・シミュレーション法

リスクファクターのヒストリカルデータを用いることにより、乱数を 使用せずに将来の変動をシミュレーションする手法。

標準的手法(SA)

The Standardised Approach.

与信相当額に、債務者の区分(事業法人、金融機関、国、リテール等) 毎に当局指定のリスク・ウェイトを乗じて、リスク・アセットを算出 する手法。

標準的方式

金融庁が定める計算式に従ってマーケット・リスク相当額を計測する 方法。

プロジェクト・ファイナンス

発電プラント、交通インフラ等の特定の事業に対する信用供与のうち、 当該事業からの収益のみを返済原資とし、当該事業の有形資産を担保 とするものであって、かつ、当該有形資産及び当該有形資産からの収 益について相当程度の支配権を有しているもの。

マーケット・ベース方式

簡易手法、内部モデル手法のいずれかの手法により株式等エクスポー ジャーのリスク・アセットを算出する方式。

マーケット・リスク相当額

バーゼル規制上、市場関連リスクに賦課される所要資本額で、主にト レーディング勘定を対象に金利、株式、外国為替及びコモディティの4 つのリスクカテゴリーについて算出。

リスク・ウェイト

保有する資産(債権)の種類によって決まる信用リスクの大きさを示す 指標。貸倒リスクの大きい資産ほど高いリスク・ウェイトとなる。

リスク資本

業務運営上抱えるリスクから生じる予想外の損失を、過去の市場変動 やデフォルト率等から統計的に求めた、当該損失への備えとして必要 な資本。

規制上の所要自己資本とは異なり、金融機関が内部管理を目的に自主 的に構築するリスク管理の枠組みの中で使用。